

受付開始
令和8年10月1日(木)

中東情勢の影響を受ける中小企業・個人事業主向け

信用保証料の補助を

全額補助に拡充!

対象期間中にお申込みいただいた新宿区制度融資の
信用保証料を **全額補助** (10/10補助、上限なし) します。



対象となる融資の種類

- ✓ 商工業資金
- ✓ 小規模企業資金
- ✓ 小規模企業特例資金(小口)
- ✓ 経営応援資金
- ✓ 債務一本化資金
- ✓ 地場産業振興資金



対象期間

対象期間中に区又は金融機関(※)へ
お申込みいただいた左記融資が対象です。

令和8年
8月3日(月)

令和9年
1月29日(金)



補助率

全額補助

融資実行時にかかった保証料を
全額補助(補助上限なし)します。

※通常は信用保証料の1/2補助、上限あり

※融資の審査・実行は、金融機関が行います。 ※対象の融資は、一部の金融機関でもお申込みできます。

保証料補助の申請方法

保証料補助の対象となった融資斡旋を受けた方は、
下記期日までに保証料補助の申請をしてください。

令和**10年3月31日(金)**まで

【申請方法】

- 1 融資決定後に、金融機関から「保証料支払証明書」を受け取ります。
- 2 「保証料支払証明書」と必要書類を持参のうえ、
新宿区産業振興課へお越しください。

問合せ

新宿区産業振興課

☎ 03-3344-0702

窓口受付：平日8:30~12:00、13:00~17:00

新宿区文化観光産業部産業振興課（新宿区西新宿6-8-2 BIZ新宿4F）

▼詳細はこちら

